

障害者差別解消法の見直しに関するアンケート調査結果（暫定版）について
2019年12月12日
経団連SDGs本部

．経緯

- (1) 政府の障害者政策委員会では、障害者差別の解消の推進のため、本年2月より障害者差別解消法の見直しが検討されており、その中で、事業者による合理的配慮の提供の義務化が議論の遡上に上がっている。
- (2) 障害者差別解消法に基づく事業者による合理的配慮は、個々の場面によって求められる内容の異なる、個別具体的な対応であり、定義や範囲の特定が難しいことから、義務化については、事業者や業界団体など幅広いステークホルダーの意見を聞いて慎重にその妥当性を検討する必要がある。
- (3) そこで、経団連では、11月5日に「障害者差別解消法の見直しに関する懇談会」を開催し、同懇談会に出席した企業・団体を中心に、下記によりアンケート調査を実施したので、障害者政策委員会にて同調査結果を報告する。

．概要

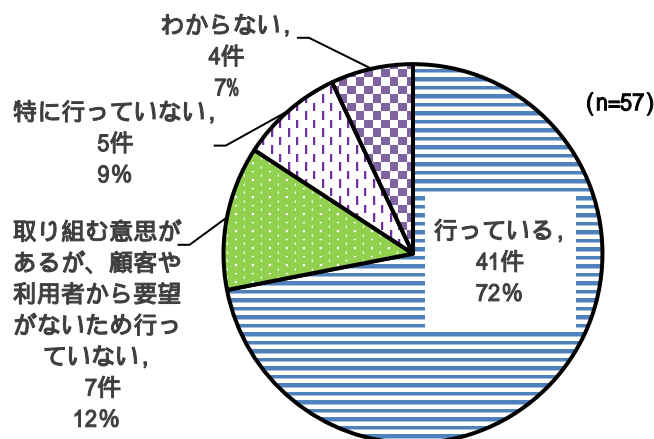
- (1) 対象：「障害者差別解消法の見直しに関する懇談会」(11月5日開催)
出席企業・団体等(88社・団体104名)
- (2) 実施期間：2019年11月6日～11月29日
- (3) 回答数：49社・団体より57件

．調査結果

1. 「合理的配慮の提供」の状況について

- (1) 顧客や利用者に対する「合理的配慮の提供」に関する取組みの有無

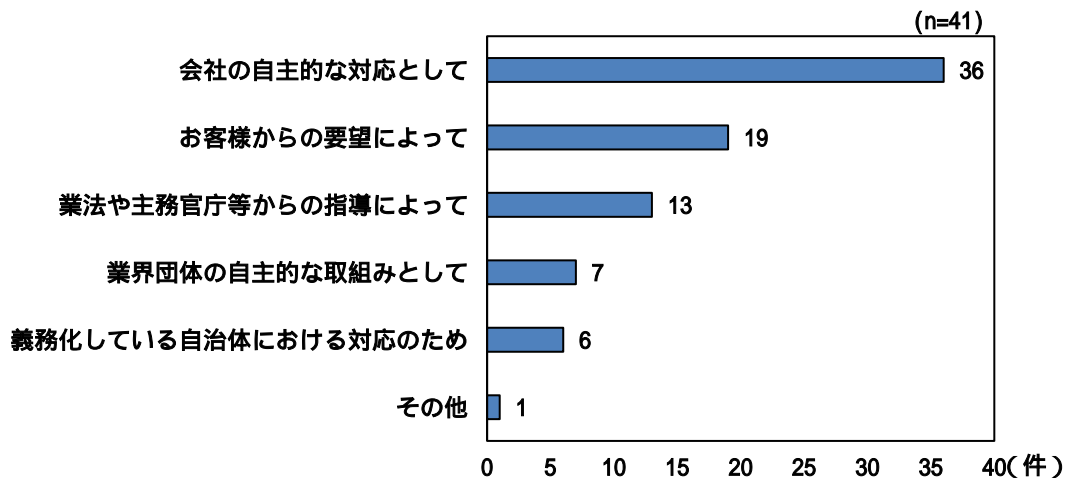
【図表1 顧客や利用者に対する「合理的配慮の提供」の取組みの有無】



¹ 「障害者差別解消法の見直しに関する懇談会」は、経団連の3委員会・部会(企業行動・SDGs委員会・同委員会企画部会、消費者政策委員会・同委員会企画部会、生活サービス委員会・同委員会企画部会)の委員に案内した。

(2) 顧客や利用者への「合理的配慮の提供」に対応している理由

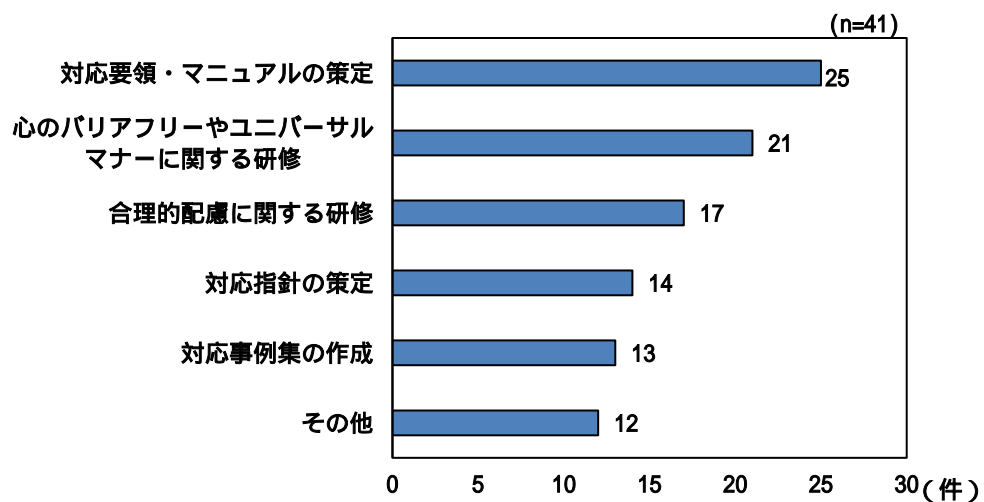
【図表2 「合理的配慮の提供」に対応している理由】(複数回答可)



(3) 「合理的配慮の提供」の考え方を社内に浸透させるために行っている取り組み

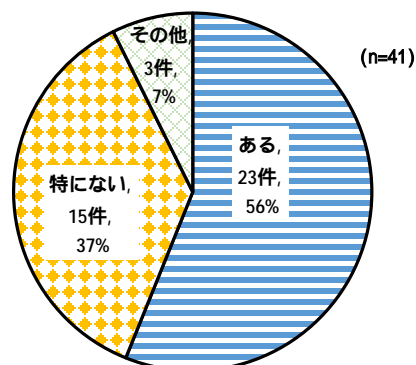
【図表3 「合理的配慮の提供」の考え方を社内に浸透させるために行っている取り組み】

(複数回答可)



(4) 「合理的配慮の提供」に関して、顧客・利用者から寄せられている苦情

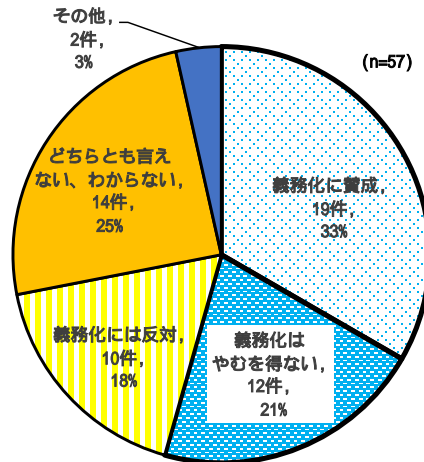
【図表4 「合理的配慮の提供」に関して、顧客・利用者から寄せられている苦情の有無】



2. 合理的配慮の義務化について

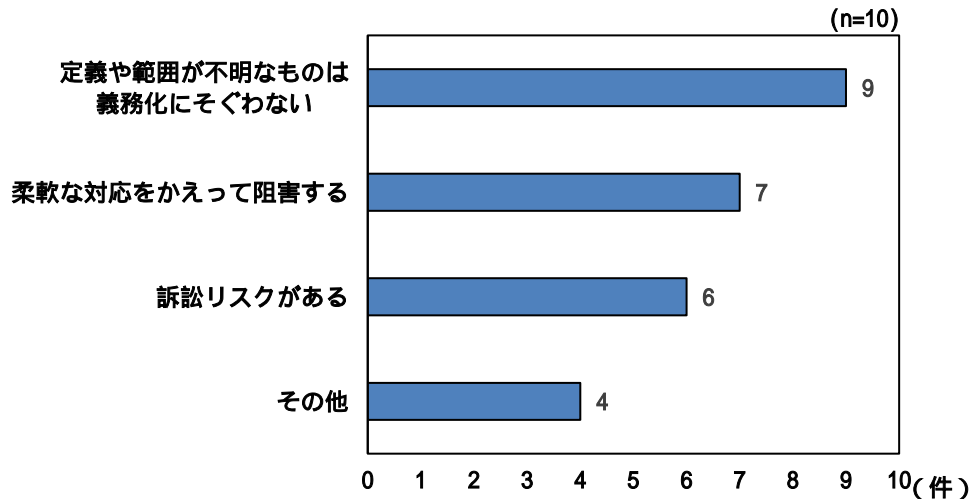
(1) 合理的配慮の義務化についての考え

【図表5 合理的配慮の義務化についての考え】



(2) 合理的配慮の義務化に反対と回答した理由

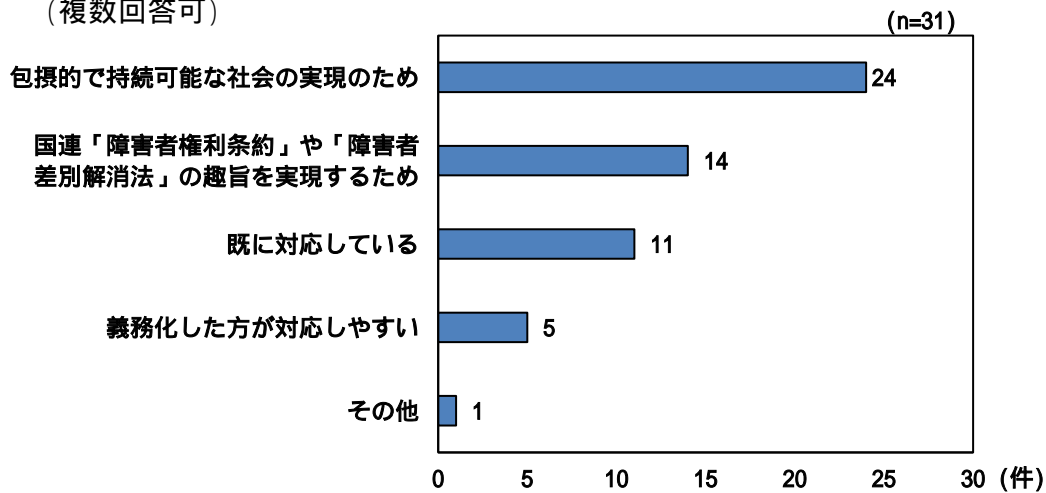
【図表6 合理的配慮の義務化に反対と回答した理由】(複数回答可)



(3) 合理的配慮の義務化はやむを得ない、義務化に賛成と回答した理由

【図表7 合理的配慮の義務化はやむを得ない、義務化に賛成と回答した理由】

(複数回答可)

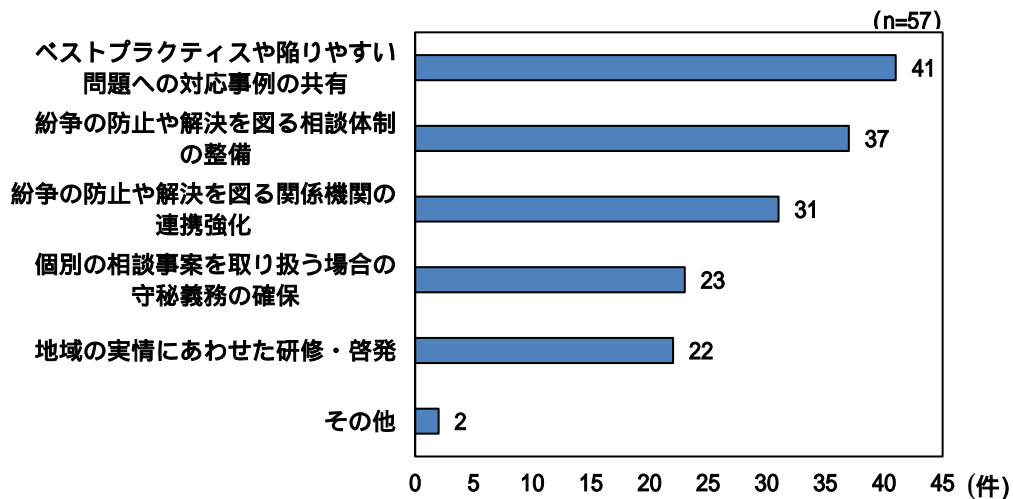


(4) 「合理的配慮の提供」が義務化される場合、行政・自治体に期待すること
(自由記述、主な意見)

- 事例集の充実(同旨の回答多数)
- 業種・業態別や障害特性別のガイドラインの整備(同旨の回答多数)
- 「合理的配慮の提供」に関する普及・啓発活動
- 「過重な負担」の判断基準の明確化

(5) 地域協議会に期待する役割

[図表8 地域協議会に期待する役割](複数回答可)



(6) 事業を行っている自治体で「合理的配慮の提供」が義務化されたことによって生じた問題(自由記述、主な意見)

- 現時点では「義務化」のアピールが抑制的なため、努力義務との違いは感じないが、訴訟に発展するような事態になれば検証がしっかりなされると推測する。
- 過度な指摘が増えれば従業員の心理的委縮は避けられず、「義務化」がもたらし影響の大きさが心配されている。

以上